

BPO 報告

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

年次報告会特集号

2009.4.25

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1千代田放送会館7階
TEL. (03) 5212-7320 (事務局代表) FAX. (03) 5212-7330
〈視聴者応対専用電話〉(03) 5212-7333 <http://www.bpo.gr.jp>

放送倫理・番組向上機構（BPO）は3月26日に2008年度年次報告会を東京・平河町の全国都市会館で開催して、構成員である放送各社を対象に1年間の業務報告を行った。今回の報告会では、BPOの3委員会の委員長に総括的なご講演をいただいた。本号は特集号として、3委員長の講演録を掲載する。

- 放送倫理検証委員会の活動を振り返って 放送倫理検証委員会委員長 川端 和治 1
- 放送人権委員会の活動を振り返って 放送人権委員会委員長 竹田 稔 8
- 青少年委員会の活動を振り返って 青少年委員会委員長 大日向雅美 16

放送倫理検証委員会の活動を振り返って

放送倫理検証委員会委員長 川端 和治

本日は放送倫理検証委員会の2008年度の総括ということで、お話をさせて頂きたいと思います。最初に、放送倫理検証委員会の発足の経緯について若干触れておきます。というのは、この委員会はある意味で極めて歴史的な経緯で発足したということがあるからです。その発足の経緯と、今委員会がやっていること、できることとは直結している関係にありますので、それを改めてご紹介しておきたいと思います。

発足の経緯

皆さん、ご存じかもしれませんが、この放送倫理検証委員会が設けられるに至ったのは、『発掘！あるある大事典Ⅱ』の納豆ダイエット紹介番組のデータ改ざん、ねつ造放送を契機として、放送法に放送内容についての行政処分の条項を新設するという動きが起こったことが、直接の原因です。そのような政府当局による放送内容の直接の規制は、やはり避けなければならないということで、NHKと民放連は自主的な機関として、放送

倫理・番組向上機構の中に放送倫理検証委員会を2007年の5月に設置しました。そのこともあって、放送法改正案のこの放送内容に関する行政処分条項は削除さ

れました。また、衆参両院の総務委員会の付帯決議の中で、放送の不偏不党、真実および自律が十分確保されるよう、BPOの効果的な活動など、関係者の不断の取り組みに期待するという立法府の要望が示されたということがあります。



2007年度の活動

『みのもんたの朝ズバッ！』の不二家関連の2番組に関する問題

まず、2007年度のことになりますが、発足後1

年間の活動を、ごくかいつまんでご紹介しておきます。

最初に、これは我々が全く予期していなかったことですが、虚偽放送の疑いがあるということで、発足直後に審理案件が起きました。『みのもんたの朝ズバッ！』の不二家関連の2番組に関する問題です。内部告発の報道がねつ造であり、虚偽放送であるので、これを取り上げるように委員会に要請された方がいたわけです。

委員会の発足前の事案ですから、我々が取り上げるのが適当かどうかという問題がありました。新しくできたばかりの委員会ですから、当面は我々がどういう形で審理、あるいは審議をするのか、その際の基準は何かということ、じっくりと検討する心積もりだったので、いきなり審理案件に取り組むことは、我々が全く考えてもいなかったことでした。しかし、虚偽放送であると言われている問題について、我々が取り上げないのでは、この委員会はどうも信用できない、ちゃんと動かないのではないかという印象を世間に与えるだろうし、放送法の改正の問題にも悪い影響を与えるだろうという判断になり、取り上げることにしました。

この問題については、2007年の8月6日に委員会の「見解」を公表しております。今から考えてみると、この時の委員会の見解を踏まえて、調査報道の分野では丁寧な裏取りをすることを各局が徹底していれば、今回の日本テレビの事案も起こらなかったかもしれないという思いもあります。

審理に際して、「虚偽放送」とは何かという問題をまず考えなければなりません。我々は議論の結果、「虚偽放送」かどうかは、歴史的に、あるいは神様の目から見て、本当か嘘かということ、を判断する問題ではないと考えました。放送された内容について、放送時に真実と信じるに足りる合理的根拠があったかどうか、きちんと裏を取っているかどうかということ、虚偽放送であるかないかについての、我々の判断の基準としたということです。

この内部告発は、1人目の通報者をA通報者といたしますと、もう1人のB通報者がいて、その人からの取材がいわば裏取りに当たるわけです。けれども、この肝心のB通報者の取材メモが紛失していました。また、回収されたチョコレートを生かして再生しているというような重大な疑惑について放送しているにもかかわらず、局の取材の主な手段は不二家の広報に、こういうことはあるのか、ないのかを問いただすだけで、客観的な調査がなされていませんでした。例えば、チョコレートの再生は何らかの製造工程に組み込まなければいけないわけですから、そういうことが可能なかどうか、組み込んだとすればどういう痕跡が残るのかどうかという検証、あるいは、賞味期限切れ製品の回収が必要になるので、その物流のルートについての調査をしなければならないのですが、そういった調査が全くなされていませんでした。

その結果、溶かしたチョコレートが大きなお鍋に入っていて、そこに牛乳を注ぎ込んでいるというようなフリップを作って放送したのですが、そういうことはあり得ないと反論され、後に番組で訂正することになるわけです。

また事実の調査をする場合に、本当に目撃した本人からの調査であるのか、それを伝え聞いた人からの調査であるのかという、つまり伝聞なのかどうかという区別が重要だということが、意識すらなされていない、そのような取材であったことがわかりました。

委員会はこの事案に関する「見解」の中で、「番組はもっとちゃんと作るべきだ」というある委員の発言を引いておりますが、この考えが、その後の放送倫理検証委員会の審理、あるいは審議を貫くトーンになりました。

審議案件『ハッピー筋斗雲』と『報道ステーション』

最初の年度には、審議案件の方は2件ありました。フジテレビの『ハッピー筋斗雲』に関する意

見を2008年1月に発表し、テレビ朝日の『報道ステーション』のマクドナルド元従業員制服証言報道に関する意見を2008年2月に発表しています。前者は「スピリチュアル・カウンセラー」の取り扱いについての問題提起と、それから、どっきりカメラ的な手法を一般人に適用する際の倫理というのが中心問題であり、後者は分かりやすい、あるいはより刺激的・効果的だというような観点から不必要な演出をする傾向があるのではないかという問題です。番組基準でいえば、事実を正確・迅速・公正に取り扱うということがただの建前になってしまっていて、面白さや映像の強さ、作りやすさに走っている傾向があるのではないかという意見を述べました。

『真相報道バンキシャ!』を審理中

本年度は審理案件が1件ありました。日本テレビ『真相報道バンキシャ!』の岐阜県裏金作り報道で、これは現在も審理中です。それから審議案件が2件ありまして、1件は「光市母子殺害事件」の差戻控訴審に関する放送についての「意見」。もう1件は、これはまだ審議中ですが、NHK『ETV2001』の「シリーズ戦争をどう裁くか 第2回 問われる戦時性暴力」という番組です。

その他に討議案件が——数え方が少し難しいのですが——私の数えたところでは15件ありましたが、討議案件は先ほど事務局長から紹介があったとおり、審議あるいは審理に至らない段階でのディスカッション、意見交換です。その中で重大なものについて、審議や審理案件にするということになるわけです。

これまでたくさん討議案件がありましたが、非常に多かったのは、いわゆるバラエティー番組についての倫理の問題です。1件1件はわざわざ意見書を作る対象とする程のものではないとしても、全体として見た場合に、やはり非常に大きな問題があるのではないかという観点から、現在、このようなバラエティー番組の倫理問題について、意

見の発表に向けて準備中です。

日本テレビの『真相報道バンキシャ!』の問題は、皆さんよくご存じだと思いますが、裏金作りをしているという匿名証言を放送したのですが、それが事実ではないということがわかって、放送法4条による訂正放送もすでになされております。また、3月9日には岐阜県警が情報提供者を偽計業務妨害罪の容疑で逮捕しております。これは新しい事件で審理に入ったばかりですが、虚偽放送が行われ、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあるという、審理する要件にまさにピッタリ合う事案ということになるかと思えます。

この事件について、委員会は重大な問題であると判断しました。つまり報道番組において、当然守らなければならない基本が守られていないから、こういうことになったのではないかと思われるからです。先ほどもお話しましたが、これは外部の告発で、しかも告発者自身が犯罪を行ったと告発している内容です。そういうものについては、裏付け、裏取りが極めて重要であるということになります。それが怠られたのではないかということです。

まず、なぜこういう虚偽放送に至ったのか、事実をきちんと調べなければならない。委員会には調査顧問の制度があり、特別に必要な時は特別調査チームを編成することになってはいますが、この案件については初めての特別調査チームを編成しております。このチームには委員会からも2名の委員が加わって、委員会の意思を調査チームに伝えることになっております。

光市母子殺害事件 差戻控訴審に関する 放送についての意見

弁護人の役割に関する無理解など指摘

審議案件は2つありました。そのうちの1つは2008年4月15日に意見書を発表した、光市母子殺害事件差戻控訴審に関する放送についての「意見」

です。この件については、2007年の12月から議論をして、8放送局20番組33本の放送を検証いたしました。小委員会を設置して、在京民放4局の番組制作スタッフから、4日間にわたってのヒアリングも行っております。放送倫理に関する問題があるとして、運営規則第4条の審議案件として扱い、「意見」を表明したわけでありす。

この「意見」を述べた時に1つ新しい試みをしました。8つの放送局（民放キー5局とNHKを含む）を対象にしたこともあり、民放キー5局とNHKにこの意見についての検討と意見表明を要請しましたが、その際、特に番組の制作現場でこの意見を読んで、それについてディスカッションをして欲しいということを要望したのです。これは、我々の出す意見が、放送番組制作の現場から見た場合に、空理空論であり、建前であり、聞き流す対象であるというような形で受け取られては困る。しかしました、そういう可能性もあるので、ぜひ番組制作の現場で討論して頂いた上で、意見を寄せて頂きたいと考えたからです。現場の意見を聞けば、我々もより適切な意見が言えるようになるのではないかという思いから、お願いをしました。

委員会は、この意見書の中で、次のような指摘をいたしました。第一に、番組全体を通して見た場合の画一性です。被告弁護団と被害者遺族の主張を両極に対立させた上で、被告弁護団の主張に対して強く反発して批判するという内容であり、当然そういう構成もありうると思いますが、我々が危機感を持ったのは、それがあまりにも画一的なパターンとして、ほとんど全部の番組を貫いていたということです。しかもそこでなされていた批判が、公正性、正確性、公平性という観点から見た時に逸脱があり、極めて感情的な批判がなされていたのではないかということです。いろいろな番組がありましたが、情報バラエティーといわれる番組でコメンテーターがコメントする、そういう形式の番組に非常に多かったと思うのですが、結局感情的に反発するだけの「集团的過剰同調番組」——これは委員会が作った言葉ですけれ

ども——になっている。

しかも、このような番組が作られた背景には、刑事裁判の仕組みについての前提的な知識が、番組制作者の側に欠けているのではないかという問題もありました。意見書では5つの問題を指摘しております。すなわち、

- (意見1) 裁判を主催する裁判所の役割を忘れていないか
 - (意見2) 刑事裁判の「当事者主義」を理解していたか
 - (意見3) 弁護人の役割の認識に欠けるところがなかったか
 - (意見4) 被告人の人間像を捉え損なっていないだろうか
 - (意見5) 裁判の全体を見ようとする意欲に欠けていなかったか
- という5つです。

この中で、(意見1) から (意見3) は、刑事裁判の仕組みについての基本知識なしに、刑事裁判についての報道番組を作っていられないのではありませんか、という問い掛けです。

弁護団がとても世の中に受け入れられないような荒唐無稽な主張をしたということを、強く非難して番組は作られていたのですが、弁護団にどういう範囲で主張、立証を許すかということは、究極的には主催している裁判所の判断によるわけです。あとで判決を見れば、裁判所は弁護団にそういう主張を許したうえで、かえって情状を悪くする方向で判決したことがわかりますが、いずれにせよ、あのような主張をすること自体がけしからんと弁護団を非難するのであれば、その主張を許した裁判所をどうお考えになるのでしょうかということです。

それから刑事裁判における当事者主義の理解の問題です。刑事裁判は、被告・弁護人と検察官が、それぞれの立場から最も有利と思う主張・立証をし、それを裁判所が裁くという基本構造になっています。弁護人は被告人サイドで、その被告人の最も有利と思われる主張を組み立てるわけです。

同時に、弁護人の基本的な役割として、被告人の主張を最大限伝えなければならないということがあります。制作者がこのことを理解しているのかという疑問があります。

例えば、これは弁護士なら誰でも知っていることですが、ある刑事事件について、上告審を担当した国選弁護人が、記録をよく読んでみたけれども、情状として汲むべきものは全然ないという上告趣意書を書いたところ、それは弁護人としての役割を果たしていないということで、懲戒されております。どんなに被告人の主張がおかしい、これでは裁判所は理解しないと思っても、それを弁護人の段階でシャット・アウトするということはできない。なんとかそれを法廷に出せる形に組み立てなければならないという弁護人の役割を、理解されていないのではないかとということでもあります。

視聴者の「知る権利」に伝えていたか

(意見4)と(意見5)は、その結果かもしれないかもしれませんが、結局、極めて表面的な被告人像を伝え、裁判の全体をまるで見ないで、正義の側を代表する被害者遺族に対して、被告人がどうしようもない、許されない主張をするというようなことばかりを報じているのですが、果たしてこの裁判の報道としてそれでよかったのかということなのです。

もう少し言うと、これは最高裁が特別の事情がない限り無期懲役というわけにはいかない、つまり、原則死刑ですよということを言って差し戻した事案です。最重要となるべき問題は、今までの判例基準であれば無期懲役であったはずの事案について、基準が変わるということです。検察側はその基準の変更を求め続けてきて、ようやく成功したということです。だからこの事件において死刑は当然だと言った時に、では、今までの基準は捨て去られてよいものだろうかという問題意識が、どこかになければならないのではないかと、我々は考えたわけです。そういうことが全く放送されていませんでした。

委員会としては、公正性、正確性、公平性の原

則を満たさない番組は、視聴者の知る権利に応えないということを申し上げました。今、申し上げたとおり、この裁判が抱えている一番大きな問題の1つ、つまり死刑基準はどうあるべきかということについては、さまざまな意見がありうる。それをきちんと伝えるのが放送の役割である。そうでなければ、視聴者はそういう意見があることすら知らない。したがって、「知る権利」を害されてしまうのではないかとということです。テレビというメディアは、五感に訴える力が強いメディアですから、「こいつは悪いやつだ」という放送をすると、それは非常に力を持ってしまう。近代的な刑事司法が行われる以前のリンチの時代に全体の空気を戻してしまう。それだけの危険性を持っている。そういう力を持っているメディアであるという自覚がどれだけあったのだろうかということなのです。

こういった司法をめぐるさまざまな問いを背景に、今の裁判制度が組み立てられてきているわけです。そこでは、被害者あるいはその遺族として苦しむ方もいますが、可塑性のある将来を死刑判決ということで奪われる人もいます。これが先例になると、次の事件の基準になるという問題もある。そういうことをきちんと考えて、放送局としては先に進んでほしいということを要望いたしました。

もちろんこういう画一的な放送ばかりがなされてきたわけでなく、意見書の発表後でありますけれども、多様な表現、多角的な視点というものは、TBSの『報道の魂』の「光市母子殺害事件～もうひとつの視点～」、あるいは東海テレビ『光と影～光市母子殺害事件 弁護団の300日』というような番組では表現されております。こういう番組で表現されたものが、この33番組のどこかで少しでも提起されていれば、我々が意見を申し上げることはなかったのではないかと思います。

レベルが全体として低すぎるのではないか

局側にわれわれの意見の検討をお願いした結果、それぞれの局から回答をいただきました。公

平性、公正性、正確性、あるいは刑事裁判の構造の理解という点では問題があったかもしれないと認めながら、ほほみなさんがおっしゃったのは、なぜ一般論だったのかということです。うちの番組は、ここで非難されているようなひどいことはなはずなのに、いっしょにされてしまった。ひどい番組を取り上げて、そのひどい番組がどのくらいひどいかを批判すべきであり、そうでなければ、自分の番組のどこが悪かったのかがはっきりしないではないか、という意見が多かったのです。

この意見書については、あとで申し上げるとおり、ブックレットを作りました。その序文の中で委員会として申し上げたのですが、実は番組全体を対象とするところに、われわれの一番意図したところがありました。この問題の核心部分は、個々の番組のあそこが悪い、ここが悪いという問題ではない。多かれ少なかれ、すべての番組が公平、正確、公正の原則の尊重という点で不十分であった。つまり低いレベルの中で、あそこの方がより低いという意見を言っても仕方がない。レベルが全体として低すぎるということを、ぜひ委員会としては指摘したかったということです。

もうすぐ裁判員制度が始まるわけですが、裁判報道についての倫理がどういうものであるかというのは、本当に真剣に考えていただかなければならないと思っております。これまでさまざまな問題が放送について起こっているわけですが、今のままのモブ・ジャーナリズムとか、メディア・スクラムというような現象を残したまま、裁判についての報道——それは被疑者段階から始まるわけですが——がなされた場合、そういうマスコミは、必ず裁判員、あるいは裁判員となりうる人に影響を与えるわけです。その人たちが、法廷に提出された証拠によらない判断をしてしまって、結果として冤罪になるという事態が起こるかもしれない。そういう事態は起こらなくても、起こる可能性があるから、放送内容は規制されなければならないという議論もなされるであろうと思いません。それを防がなければならないとすれば、現在

各社で検討中だと思いますが、この事件報道についての倫理は、きわめて重大であるということ、この光市母子殺害事件の意見書を通じて考えていただきたいと思っております。

今申し上げたとおり、これについてはブックレット『光市事件の裁判報道～委員会意見と各局見解』というものをまとめておりますので、まだお読みでない方はぜひ読んでいただきたいと思っております。

ETV2001 「問われる戦時性暴力」を審議中

それから審議案件の2件目は、これはまだ審議中なのですが、NHKの『ETV2001』の「シリーズ戦争をどう裁くか 第2回問われる戦時性暴力」の問題です。これは審議案件として取り上げるかどうかについて、4回もの委員会で非常にさまざまな検討がなされたという点がひとつの特色かと思えます。なぜかという、これはもう8年も前の放送でありまして、「放送と人権等権利に関する委員会」の意見書もあり、また最高裁判所の判決もあります。いまさら我々が取り上げて、何かを言う理由も必要もないのではないかという問題があります。しかし、NHKの自主性、自律性という点で問題がありうるのではないか、しかもそれは現在の問題でもあるのではないかということで、今年の1月に審議の対象とすることを決定しました。NHKに質問書を送り、この回答が3月6日にあったばかりですので、最終的な結論が出るまでは、もう少し時間がかかるのではないかと思います。

裁判員制度にらみシンポジウム 開催

委員会では、こういう審理や審議のほか、シンポジウムを開催しました。先ほど申し上げたとおり、我々の意見が現場には伝わらない、あるいは現場の実情をまったく知らないで、空理空論、

建前論だけを言っているというようなことになる可能性をなんとか少しでもなくそうということで、直接、放送現場の人たちと我々が、意見交換できる場が設けられればいいのではないかと考えました。そうしたところ、ちょうど東京大学大学院情報学環が、そういうテーマでシンポジウムを開くのであれば、共同開催したいということになり、去年の5月30日に開催しました。

このシンポジウムでは、濱田純一・東大副学長、それから友井秀和・NHK解説委員、渡辺興二郎・テレビ朝日取締役、三木賢治・毎日新聞論説委員と、当委員会の立花隆委員をパネリストに、吉岡忍委員がコーディネートをするという形で行いました。内容としては、メディアは事件をどう伝えてきたのか、そこにどういう問題があったのか、事件報道はいったいどういう役割を持っている、それはどういう公益を担うものであるのか。そして、そういう事件報道により裁判員に予断を与えてはいけないから、それは規制するべきなのかどうか。またモブ・ジャーナリズムとかメディア・スクラムと言われる過熱報道というのが、事件のたびに問題になるわけですが、それはいったいどうして起こるのか。現在のメディアというのは、そういう事件について、きちんと真相に迫り、あるいは全体像をとらえる、そういう取材力を持っているのかどうか。裁判員制度下の報道はどうあるべきで、比較的閉ざされた日本の司法という世界が、裁判員制度によって大きく開かれようとしているわけですが、開かれた司法というもののあり方と、裁判員制度というものはどう関係するのだろうか——というようなことを議論いたしました。

その際に、最高裁判所の平木参事官に参加していただいて、フロアから発言をしていただきました。そこで、平木参事官は、報道機関の使命の重要性は理解しているけれども、公正な裁判における被告人の権利とのバランスが必要であるし、また裁判員が無意識的に報道の影響を受けて判断を行ってしまう危険があることを指摘されました。

そして、予断を与える報道の種類というものを、ご自身ですでに指摘されていたものを踏まえて改めて発言されました。それは、①捜査機関から取得した情報、②犯行の自白、③弁解の不合理性、④証拠の内容、⑤前科・前歴、⑥生い立ち・対人関係、⑦識者・専門家のコメント——の7つです。これらについてはぜひ配慮して、表現の工夫をしてほしいということを述べられておりました。

これに対して、パネリストを務められた放送、あるいは新聞の報道サイドの方からは、それはおかしいという発言がありました。報道を制限するのではなくて、より多く報道することによって、公正さ、公平さというものを実現していく方向で考えるべきだという主張です。裁判員の予断という問題は、裁判官が裁判の際に裁判員に説明するなどしてきちんと配慮すべき問題であって、裁判官がすべき仕事をメディアの側に押し付けるのはおかしいというような反論をされておりました。これについてもブックレットを作成しましたので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

委員会の審理・審議のあり方について

最後に、委員会の審理・審議のあり方について、われわれの考えているところを述べさせていただきます。さきほど飽戸理事長も申されていたとおり、思想、表現、言論の自由というのは、民主主義社会の根幹であって、最大限の尊重が必要であるというのは、我々の立場の基本であります。その立場から言うと、本来、思想、表現というのは、それが自由に交換される自由市場で優劣、真偽、あるいは支持・不支持というものが競われて、その中で誤りが正されていくものである。つまり、表現は制限されるべきではなくて、モア・スピーチ、つまりもっと表現を豊かにすることによって、よい表現が生き残っていくのが我々の理想である、ということです。

しかしながら、放送は、電波という限られた公

共財を使用して直接お茶の間に届くものであって、また五感に訴えることによって強力な影響力を発揮するという特性があります。この特性が、この自由市場の最低限のルールというものを要請するわけです。理想的には、そのルールは表現者が自主的・自律的に作るものでありますし、逸脱というも、放送の世界の中で正されていくべきものであります。しかしそれでは、現実には済んでいない。

委員会としては、いろいろ意見を言う際の基準が必要なのですが、まず放送法という大枠、これが当然の前提です。それから各局、あるいは民放連とNHKが共同で、さまざまな自主的な基準をお作りになられております。自ら作って発表しているものですから、これを守るのは当然です。この基準に基づいて、番組を検証するということとなります。

これまでいろいろな審議あるいは審理をしてきて、共通に感じる現在のテレビの放送の問題点は、多くの番組が、制作会社の下請け、あるいは制作会社との共同で作られていて、一種の無責任体制が局側に生じてはいないかという点です。それから、事実認定の方法についての最低限の理解が、局側・制作側にないのではないか。基本動作ができていないと表現される事態がありはしないか。それからテレビの宿命であるかもしれませんが、映像を最大限に重視する、あるいはおもしろさを

重視するという姿勢が、真実を追究するという熱意とうまくバランスが取れているのだろうか。わかりやすくしたいということが、事実の歪曲につながっていないだろうか。せっかく自分たちで番組基準を作っているながら、制作現場はそういうものを身につけていないのではないか。特にバラエティー番組全体の質が劣化しているのではないか、というようなことを問題点として、われわれは感じております。

放送倫理検証委員会としては、放送事業者と一般社会の間に立って表現者に自覚と反省を促すことによって、公的権力による表現の内容の規制を避けながらも、適正な放送を実現していく、そういう方向に向けたひとつの力になりたいと思っております。そのために、具体的な番組について表現の自由を尊重しつつ、放送倫理を守る立場から事実即した意見を愚直に言い続けたいと思っております。こうした積み重ねが番組制作者の自覚と自律をうながして、放送倫理の向上という果実がもたらされるということを、強く我々は希望しております。ご清聴、どうもありがとうございます。

委員長が講演の中で紹介している『放送倫理検証委員会ブックレット』をご入用の方は、BPO事務局の放送倫理検証委員会担当 電話 03-5212-7087までご連絡ください。

放送人権委員会の活動を振り返って

放送と人権等権利に関する委員会委員長 竹田 稔

放送人権委員会の設立と11年間の業績

成立の経過と11年間の歩み

「放送と人権等権利に関する委員会」は、通称

「BRC」とずっと呼んできたわけですが、昨年から「放送人権委員会」という略称に変更しております。設立は1997年5月で、NHKと民放連が自主的に設立した第三者機関として発足しました。

この委員会が設立された背景を見てみますと、

わが国においては、第二次世界大戦後、戦争中の抑圧された状態から一挙に解放されて、表現の自由が謳歌され、マスメディアと技術の著しい発達も伴って、おびただしい量の情報が氾濫します。その中で、個人の人格の領域にまで、マスメディアが立ち入るようになってきたと思います。ご承知のように、憲法21条1項は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しております。一方で、この表現の自由の名の下に、個人の人格が侵害されてはならず、表現の自由と基本的人権の調和は、憲法上の要請といえることができると思います。そのためにはなによりも、マスメディアによる自浄努力が必要であり、国家権力の介入によることなく第三者機関を機能させつつ、正確な放送と放送倫理の高揚に努める必要があったと思われま

す。この放送人権委員会の設立の経過を振り返りますと、放送事業者は、むしろ消極的であったと本に書かれておりますし、決して順調であったとは言えなかったかもしれません。1997年に設立されて、最初は独立の委員会として機能しておりますが、2003年に設立された放送倫理・番組向上機構（BPO）に所属する委員会として、引き続き放送による人権侵害と、これに関連する放送倫理の問題について、苦情申立てに対応して、適切な解決を図ってきました。

放送倫理・番組向上機構規約の第3条によりますと、「言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚」に努めることを使命として規定されております。放送人権委員会はこの要請に応えるべく、設立以来多くの事案に対応してまいりました。この11年余の間に放送人権委員会に対する苦情申立ては1400件を超えておりますし、申立てに適合しない事件を除き、かなりの苦情は調査役の段階における仲介・斡旋で解決し、その上で当委員会において審理対象となった案件

は30件、対象放送事業者は延べ39社に及んでおります。放送事業者への公的規制を防ぎ、自主、自律を内外に示したとして、現段階では高い評価を受けるに至っていると考えています。



放送人権委員会創立10周年記念事業について

2007年に創立10周年を迎えたわけですが、その機にあたりまして3つの企画を立案し、その実施に着手しました。

その第一が「放送と人権等権利に関する委員会」運営規則の改正です。これはあとに述べる本年度の審理事案に密接に関連している点で注目していただきたいと思います。当委員会では、設立と同時に委員会運営のための規則を作成して、この規則に基づいて委員会を運営してきたのですが、10年間の実績からすると、規則と実態との間に齟齬が生じており、また委員会の将来あるべき活動のあり方を展望するときに、この機会に改正すべき点を改正していきたいという委員会の意向であったわけ

です。そこで委員会の決議に基づき理事会の承認を得て運営規則を改正し、2007年7月から実施しました。その主な点は第一に苦情申立ての対象に「放送倫理違反」を加えること。第二に、公平・公正を欠いた放送により、著しい不利益を被ったものからの申立てを取り扱うことができるようにしたこと。第三に、団体からの申立についても、団体の規模、組織、社会的性格などに鑑み、救済の必要性が高いなど相当と認めるときは取り扱うことができるとしたことです。

このうち第一の点につきましては、当委員会が10年間に扱いました審理案件の圧倒的多数は人格

権侵害に関する放送倫理違反であるのに、これを取り扱う明文の規定がなかったことによるものです。第二の点につきましては、放送人権委員会が、今後放送の公平・公正をはじめ、放送事業が直面する諸問題に十分に対応できる体制を整えるために、規則を整備する必要があることによるものです。第三の点につきましては、前から団体の申立てについてどう扱うか、個人の救済ということを主眼にしながらもこの点の取り扱いが問題になっていたわけです。救済の必要性が高い場合などには、救済の対象にすることにより放送による人格権侵害と、これに関連する放送倫理違反の範囲を広げ、第三者機関の機能をより充実する方向を目指したものです。

規則の改正をして1年半経過した現在の時点において振り返ってみますと、これらの改正はあとで述べるような当委員会の審理に反映して好結果をもたらしたと思います。しかしなお検討すべき課題が残されていると思います。その一つは、当委員会運営規則の5条1項4号で、苦情申立てができる期間を限定していることであり、第二には、同規則5条1項5号で、裁判で係争中の問題を取り扱わないとしている点です。

第一の点については、本年度取り扱った事案と関連するのであとで説明しますが、第二の点について言いますと、この規定とは逆に、まず放送人権委員会の審理を求めて、その結果を踏まえて裁判所に提訴するという事案が2件ありました。またBPO内部の問題としましても、放送人権委員会に申し立てた結果、審理入りしない旨の通知を受けると、今度は放送倫理検証委員会に再度要請するというような案件が複数起きております。このような場合にどのように対処していくかは、今後の課題ではないかと思っています。

10周年の記念事業の二点目は、2007年12月5日に「10周年フォーラム」として「放送と人権～放送倫理の確立を目指して」を開催いたしました。本日ご参集の方々には、このフォーラムに参加した方も多いと思いますし、報告書も既に配付され

ていますので、詳細な説明は省略しますが、昨年刊行した『BRC判断基準2008』とともに、ぜひ今後の放送のあり方の参考にさせていただきたいと思っています。

第三には、「放送法研究会」とその成果物の刊行についてです。ここ数年、放送法と放送事業のあり方が注目されてきました。このことは、関西テレビ放送が引き起こしました『発掘！あるある大事典Ⅱ』のねつ造問題を契機としておりますが、この問題は決して突発的に浮かび上がったことではなくて、情報化社会の急激な発展やマスコミと政治との摩擦の中で、起こるべくして起きたと言っても過言でないと思います。放送法3条の2に定める編集準則は、放送による表現の自由を確保しつつ、放送事業者が自主的に遵守すべき訓示規定ないし倫理規定を定めたものとするのが通説的な見解でありますけれども、総務省、かつての郵政省はこの規定を根拠として行政指導としての厳重注意を行ってきています。また行政当局者の見解として無視できないのが1993年のいわゆる「椿発言問題」において、当時の郵政省放送行政局長が行政処分として放送法3条の2違反による停波、つまり電波を停止しうることを明言しています。さらには元総務省事務次官金澤薫氏の著書『放送法逐条解説』において、特定の要件を具備する場合は、放送法3条2項違反を理由とする電波法76条による放送局の運用停止を行うことができるとしていることです。

前国会での放送法の改正問題も、このような背景をもとに浮かび上がったと理解できます。創設満10年を迎えた機会に放送法の生い立ちや諸規定をあらためて検討するとともに、この法律を取り巻く今日的状況を考察することは、きわめて有意義であると考えて本研究会を立ち上げました。

この研究会では、これまでに放送評論家の松田浩氏の「電波3法の制定とその変質」、前BPO理事長・清水英夫氏の「日本国憲法と放送法」、元青少年委員会委員長・原寿雄氏の「放送法」、NTT副社長で元総務省事務次官の金澤薫氏の「椿発言

をめぐる行政の対応」、立教大学准教授・砂川浩慶氏の「通信・放送融合と放送行政」と題して研究会を開催しました。その成果は、いずれ刊行物としてまとめて、放送事業者のお役に立てたいと思っております。

放送人権委員会 「2008年度の審理状況」について

さてそのような状況のもとに、この1年間、放送人権委員会がどのような審理をしてきたかについて申し上げます。

まず概況ですが、2008年度、つまり昨年4月1日から今年3月31日までの間に審理入りした案件は4件で、そのうち放送倫理違反とした案件は2件、「ホームページ上での当該報道の文字情報は、放送と同視せず」とした案件が1件、それから本日までに審理を終え今月中に決定を告知する案件が1件です。

そのほかに、民間放送局が宗教団体への取材潜入レポートを行ったことをめぐって、隠しカメラ、隠しマイクの対象となった宗教団体および同団体幹部から、名誉毀損等の権利侵害および公平・公正に関する放送倫理違反を理由とする申立てがありました。この案件については、先ほど申し上げた改正規定の三番目の団体からの申立ての資格要件があるかどうかということについて、審理入りすべきかどうか争点となったわけです。この案件の争点は二つあります。一つは当該宗教団体の構成員が、過去に重大な犯罪を起こしたことが周知の事実である場合に、その団体に申立て適格があるかという点。もう一つは、すでに同団体幹部から裁判所に対し放送中止の仮処分の申立てがされて、却下されているという場合に、審理対象とすべきかどうかという点にありました。

当委員会は結論として、団体の規模、組織、社会的性格等に鑑み、司法による権利・利益の救済とは別に、放送人権委員会による救済の必要性が高いとは言えないとして、審理入りしないという

決定をしました。本件は身分を隠して潜入取材をしてこれを放映したという点において、一般的にこのような潜入取材がどこまで許されるかについて、判断基準を示すべきではないかという意見も委員の中にはありましたが、今後の検討課題の一つであると思っております。

高裁判決報道の公平・公正問題 (2008.6.10決定)

二点目は、高裁判決報道の公平・公正の問題です。2001年にNHKが教育テレビで放送した『ETV2001』の4回シリーズ「戦争をどう裁くか」の番組をめぐる、取材を受けた民間団体「戦争と女性への暴力」日本ネットワークが事前の説明と異なる不本意な番組を放送されたとして、訴えていた裁判がありました。NHKは2007年1月29日、東京高裁でなされた判決について、その日の夜の報道番組で、次のような放送をしました。

「東京高等裁判所の南敏文裁判長は『番組編集の自由は、憲法上、尊重すべき権利で、不当に制限されてはならないが、今回の番組は、取材を受けた団体への事前の説明とかけ離れたものになって、期待と信頼に反した。放送前に十分な説明もしていなかった』と指摘しました。そして『NHKの当時の幹部が、国会議員から一般論として公正・中立にと言われたことなどを、必要以上に重く受け止め、その考えを推し量って、番組を編集し直すよう指示したもので、編集権を乱用した責任は重い』と判断し、NHKに200万円の賠償を命じました」と判決内容を紹介しました。

問題はその後ありまして、判決についてNHKは、「不当な判決であり、直ちに上告した。判決は番組編集の自由を極度に制約するもので、到底受け入れられません」というNHKの見解を紹介し、さらに「今日の判決の中で、東京高等裁判所は、この番組をめぐる、朝日新聞が政治家の圧力で改変されたと報道したことについて、『国会議員が具体的に番組に介入したとは認められない』と述べました」とのコメントの後に、朝

日新聞で被申立人に圧力をかけたと指摘された本人である安倍晋三内閣総理大臣と中川昭一政務調査会長（いずれも本件放送当時）の政治的圧力をかけた事実はなかったことがはっきりした旨のコメントを放送したわけです。

これに対して申立人ら（「戦争と女性への暴力」日本ネットワークの代表者）は、本件ニュース内容は当事者としてのNHKの言い分と報道機関としての報道を峻別せずに報道している。このことは、公平原則に照らし到底許されるものではない。また公平原則を逸脱した部分は、正確な報道を行うという放送倫理にも違反しているとして、2007年4月に被申立人（NHK）に対し、抗議、要求書を送付するとともに、訂正放送と謝罪を求める申立てをしました。これに対してNHKは、本件放送が公平・公正な取り扱いを欠いた放送であるとする申立人らの主張には理由がなく、放送倫理に違反するようなものでないことは明白であると反論しています。

本件につきまして、元の番組の放送内容そのものについて、その番組に出演した別の申立人により、名誉毀損などを理由とする当委員会に対する申立てがかつてありました。その件については、審理の結果、2003年3月31日に放送倫理違反とする決定がなされております。本件はこれと平行して、申立人らの所属する団体が提起した、取材を受けた者の期待・信頼を侵害したことを理由とする損害賠償請求の控訴審で、東京高裁がこの請求を認容した判決に関する報道のあり方が、公平・公正に反するかどうか問われた事案です。

当委員会としましては、規則改正後に初めて申立てられた、公平・公正について真正面から判断した事案ということができると思います。

当委員会の見解は、以下のとおりです。

「NHKが自主的な倫理規範としての「国内番組基準」において、意見が対立している公共の問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公正に取り扱おうと定めるとともに、「新放送ガイドライン」において、取材、制作の基本

的な姿勢として、意見が対立する問題を取り扱う場合には、原則として個々のニュースや番組の中で、双方の意見を伝える。仮に双方の意見を紹介できないときでも、異なる意見があることを伝え、同一のシリーズ内、または一定の期間内に紹介するとし、意見が対立して、裁判や論争になっている問題についてはできるだけ多角的に問題点を明らかにするとともに、それぞれの立場を公平・公正に扱うべきであることを明記している。

これに加えて、本件裁判報道については、放送したNHK自身が、裁判の一方の当事者であったという事案であり、その特殊性を考慮すると、裁判報道一般について求められる公平・公正な取扱い以上に、公平・公正の点でいっそう慎重な取扱いが求められる事案であったと言える。

それにもかかわらず被申立人が、裁判所の相手方であった申立人らの見解になんら触れることなく、自らの解釈だけを伝え、さらに介入が疑われた二人の政治家のコメントを放送したことは、被申立人自身が掲げる上記の自主的規範に照らしても、本件放送において、申立人らに対し公平・公正な取り扱いを欠き、放送倫理違反があったと言わざるをえない。」

なお、この報道の対象となりました訴訟については、最高裁第一小法廷が、当委員会の決定2日後の6月12日に、原審が認定したいわゆる期待権利論を否定しまして、原判決を取り消して請求を棄却しております。しかしそのことは、本決定の内容からも明らかなように、決定になんら影響しないことだと思っています。本件は、放送事業者自身が、訴訟当事者である場合の放送のあり方を示したのですが、一般に報道の対象となる訴訟ないし、その結果としての判決である場合の報道のあり方としても、意義があるものと思っています。

群馬・行政書士会幹部不起訴報道 (2008.7.1決定)

3番目は、群馬県の行政書士会の幹部の不起訴報道に関するものです。本件は、民放ラジオ局で

あるエフエム群馬が、夕刻の定時ニュースの一項目として、「群馬県行政書士会の総務部長が、会員に暴行を加えて怪我を負わせたとして、傷害の疑いで前橋地検に書類送検されていたことがわかりました」というコメントで始まり、同行政書士会の会員が、県議会に総務部長らの処分を行うよう陳情し、放送当日の県議会総務常任委員会で取り上げられたこと、総務部長は書類送検されて不起訴処分になっていること、また県では検察で不起訴処分になっていることから、処分は行わないことが決まったことを伝えています。

本件放送に対し、申立人である同行政書士会の総務部長は、事実関係が異なる上、自分になんらの取材もしないまま一方的な放送をされ、名誉を傷つけられたとして、2008年1月にエフエム群馬に対し、放送法4条に基づく訂正放送と謝罪を求めたものです。

先ほど申しましたように、当委員会は設立11年に入ったわけですが、初めてラジオ放送について人格権侵害の苦情申立てがなされたという点で、注目される事案でした。

この申立てに対してエフエム群馬は、県議会という公の場で、公的な立場にある人たちを取り上げ、明らかにした事柄を報道したものであり、申立人が傷害容疑で送検され不起訴処分になったことは前橋地方検察庁へ事実確認取材をしており、真実と信ずるに足りる相当の理由がある。また本件放送にあたり申立人にも、群馬県司法書士会にも事前の取材をしていなかったが、公の場で公的な人たちから取材したものであるから、それ以上の取材は必要ないと判断して放送したものであって、本件放送には非はないと答弁しています。

当委員会は、まず名誉毀損について判断し、本件放送は申立人の社会的評価を低下させるものであるとしています。およそある放送の対象である人物が、なんらかの犯罪容疑で逮捕された、あるいは送検された、刑事上の処分を受けたということ自体、その申立人に対する社会的評価を低下させるわけですから、放送で、申立人の社会的評価

を低下させたこととなります。ただ冒頭に申し上げた表現の自由との関係で、最高裁はすでに昭和44年の段階で、いわゆる公共の目的・公益に関する事実であって、真実であるかあるいは真実と信ずるに足りる相当の理由があった場合には、違法性がない、あるいは故意・過失がないということで、名誉毀損は成立しないという結論を出しています。当委員会も長年の間、この判断基準に従って人格権侵害、特に名誉毀損の成否について判断してきました。

そこで、社会的評価を低下させる放送ということになるのですが、群馬県行政書士会という公的機関の公的立場にある人の傷害容疑事件に関するものであり、県議会における質疑に関連する内容を伝えるものであるから、公共の利害に関する事実に係り、かつ公益を図る目的に出た場合に該当すると言うべきである。そして、双方から提出された資料によれば、本件放送内容のうち、県議会で行われた質疑応答に関する部分については、事実の放送であると認められるし、また「A氏によれば、」という伝聞方式を用いているけれども、申立人がA氏に傷害を負わせた事実があると、放送を聴取した者に受け止められかねない部分についても、申立人が傷害容疑で警察より検察庁に書類送検されたが、不起訴処分になったという事実は、前橋地方検察庁に確認取材しているので、その点については真実であると信ずるに足りる相当の理由が証明されたということで、結論として名誉毀損は成立しないとしています。

その上で、放送倫理違反について、本件放送が単純な傷害容疑事件報道であるならば、定時ニュース枠内の短いストレートニュースの扱いであり、地域ラジオ局の取材報道として認められる余地がないとまでは言い切れないけれども、放送内容は1年半前の不起訴の事実を報道するものであり、取材・報道に当たっては、原則として、報道対象者に報道の意図を明らかにしてその弁明を聞く必要がある。このことは当委員会が再三指摘してきたところであって、群馬県議会での質疑や行

政書士会の内部の複雑な背景事情が伺われるにもかかわらず、本件放送が一方の当事者のみの言い分を取材して放送している点に放送倫理違反があると判断しました。

決定文においても指摘しているとおり、当委員会はこれまで繰り返しこのような犯罪容疑報道については、報道対象者の弁明を聞くことが必要不可欠であることを指摘してきました。この案件の決定の告知のあと、私も委員長として記者会見をしましたが、その時に、報道の迅速性との関係で、多数の記者から現場での対応の難しさを訴えられたことが印象的でありました。

しかし、当委員会がさきに喫茶店廃業報道の事案に関して、類似の問題について放送倫理違反としたのに対して、その後申立人が提訴した損害賠償訴訟で、大阪高裁は、報道対象者に対して報道の意図を明らかにしてその弁明を聞くことが、放送倫理上の問題であるにとどまらず、特段の事情のない限り、報道を行う者の法的義務である。本件隠し録画等を行って、被放送人の容貌、姿態、発言を録画、録音し、本件番組の放送の用に供した点においては、放送人は被放送人の人格的利益を違法に侵害したものとわざるをえないと判断している点が注目されています（大阪高裁2008.9.19判決）。

なおこの案件は、放送した事業者から最高裁に上告事由の申立てをしましたが、最高裁はその理由に当たらないとして却下しています。当委員会は一貫して報道対象者の弁明を聞かなかったという点は放送倫理違反として扱ってきましたが、この大阪高裁の判決はそれにとどまらない法的義務に違反し、人格権侵害ととらえている点において、今後このような事案についてどう対処していくか、一つの課題が残されたと言えると思います。

広島県知事選裏金疑惑報道 (2008.12.3決定)

次に、広島県知事選挙の裏金疑惑報道です。これは1997年の広島県知事選挙で、現職の県会議員

が裏金を受領した疑いがあるということが、2006年の2月になってから明るみに出て、中国放送は同年の11月30日から2007年の4月10日まで、一連の疑惑追及報道を行いました。知事の元秘書が「裏金を渡した」と検察当局に対し供述したが、その議員の名前が独自取材で明らかになったとして、11名の実名を報道した事案です。

この事案については中国放送がいったんホームページ上に配信したのですが、動画と音声については、2007年4月の県議会議員選挙の結果を受けて停止し、文字情報のみの配信としました。しかし、申立人らはその後もサーバーに保存してある動画ファイルへアクセスし、動画を取得することが可能であると主張しました。

結論を言いますと、当委員会運営規則の5条1項4号の、所定期間内に申立てをしなければならないという要件を満たしていないということで審理入りしなかったのですが、当該放送事業者のホームページにアクセスする方法で、放送内容にそのまま接することができるような場合に審理対象になるかということが問題になりました。結論的には、本件では2007年の4月29日に動画と音声を停止して文字情報のみを配信するに至った時点で、放送の本質的な部分をなしている動画と音声なくなった文字情報だけでは、放送と同視できないということで、先程のような結論になりました。ただ、通信と放送の融合ということが今日的課題であり、そのための総合的法体系の確立、より具体的には「情報通信法」の制定が議論されている時に、放送人権委員会の判断として注目を集めた事案です。

本件ではこのように判断しましたがけれども、当委員会が発足してから10年余の間に、通信の発達是非常に著しいものがありますし、放送事業者においても、放送した番組そのもの、あるいは文字情報に転換したものをいつでもインターネットを通じて発信できることが多くなって、それによる人格権侵害、倫理違反ということがもたらされる可能性も否定できないので、今後運営規則の解釈

は、実態に即して弾力的に行う必要があるというのが、当委員会の一致した考えです。今後この判断がそのまま維持されていくかどうかというのは、今後放送と通信のあり方の進展をめぐって考えていかなければならない問題であろうと思います。

徳島土地改良区横領事件報道

5番目には、徳島の土地改良区の横領事件報道があります。しかし本件については数回の慎重な審理を経て今月中に決定を告知する予定です。決定前でありますので、その内容についてここでコメントすることは差し控えさせていただきたいと思います。

おわりに

以上が2008年度の放送人権委員会の報告です。終わりに私事で恐縮ではありますが、私は今月末で任期終了となります。いずれは在任期間6年を振り返って、私なりの総括をしたいと思っていますが、今日は残された時間で、若干の感想を述べさせていただきます。

私は、縁があって裁判官時代の1970年に、当時東京・日比谷公園の市政会館にあった新聞協会での研究会に参加したことを契機として、名誉・プライバシーと表現の自由を研究テーマとしてきました。1998年に裁判官を退官して弁護士登録をしてからは、専ら知財制度の改革と知財専門の弁護士業務に携わってきましたので、2003年にこの委員会、当時のBRCの委員の就任要請を受けた時は、しばらく検討の時間を置きました。しかし最終的に引き受けたのは、私が1991年に上梓しました『プライバシー侵害と民事責任』の中で、第三者機関というものの必要性を述べたことがあることを思ったからです。私はそこで、清水英夫先生が著書で「いまマスコミは社会のリーダーシップを握っており、その威力は一見極めて強大に感じられるが、表現の自由そのものは、いぜん“ガラス

の城”のように脆いものであると思う。公権力にせよ私的権力にせよ、その社会的実力はマスコミの比ではない」と述べて、第三者的調停機関の必要性を主張されていることを紹介しました。そうしたこともあり、第三者機関としての使命を果たすよう、少しでも尽力してみたいと思い、委員になりました。

前述のように、放送人権委員会の審理対象は主に放送倫理です。放送倫理については、放送番組の編集基準として放送法3条の2がありますが、人格権に関する放送倫理違反となるとどこからどこまでが放送倫理違反か人によって幅のあることであって、その意味でこれまで明確な判断基準があったわけではないと思います。報道・表現の自由の重要性に照らしますと、法が放送に立ち入る領域というのは限定されています。しかし法が立ち入らない領域において、放送がすべて放送事業者の自由に委ねられているわけではありません。NHKと民放連は「放送倫理基本綱領」を定めて、その中で「放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力は極めて大きい」と述べております。この基本綱領では、放送倫理を放送事業者が民主主義社会の存立基盤たる表現の自由の担い手として、自らの社会的責任を全うするために必要とする放送のあり方としてとらえています。

私は放送人権委員会の審理を通じて、このことを一つの抛り所として、放送事業が公共性を持ち、かつ国民の知る権利に奉仕するものであるのに拘わらず、国民の放送事業に対する信頼に反する報道をした場合、放送倫理違反として責任を問うべきものであると考えるようになりました。そしてこの6年間に、放送倫理にかかわる判断基準については、委員会は相当数の決定を出し、基準を示しており、放送事業に携わる者の指針になりつつあると思っています。放送人権委員会に限らずこのBPO全体の組織や活動能力と、日々電波から発信される膨大な情報量とを比較すれば、扱える事案は限定されざるをえません。しかし放送人権委

員会の決定を見ても、一つ一つが放送のあり方について示唆に富む指針を示していると思います。

一昨年12月の放送法改正の国会の審議において、衆議院の総務委員会は附帯決議において「放送番組の適正性に関し、放送の不偏不党、真実及び自律が十分確保されるよう、BPO（放送倫理・番組向上機構）の効果的な活動等関係者の不断の取組みに期待するとともに、政府においては、関係者の意向も踏まえつつ、その取組みに資する環境の整備について検討を行うこと」との決議をしています。BPOの活動はもっと充実強化されるべきだと思いますし、その点ではBPOの活動に期待していただくのは大変結構です。しかしBPOは放送事業者が設立した第三者機関であって、政府の意向に沿った環境の整備によってその「ヒモ付き」にしてはならないわけです。現在のBPOは、組織的に見て、私は未熟なところがあると思いますし、

いろいろな問題点を抱えているとは思いますが。生みの親であるNHKと民放連は、「BPOがあるから放送倫理も公正も大丈夫、放送事業者の自主性に任せてください」と国会で答弁するだけではなく、BPOをそういうのに相応しい優れた組織として育成をしていただきますよう、いっそうのご指導とご鞭撻をいただくことをお願いして報告の結びとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

（竹田委員長は2009年3月末で任期満了により退任されています）

委員長が講演の中で紹介している『BRC10周年フォーラム 放送と人権』の記録誌をご入用の方は、BPO事務局の放送人権委員会担当電話03-5212-7334までご連絡ください。

青少年委員会の活動を振り返って

放送と青少年に関する委員会委員長 大日向雅美

放送と青少年に関する委員会（青少年委員会）の活動につきましてご報告申し上げます。BPOには3つ委員会がありますが、今、お二人の委員長のご報告をうかがっていても、青少年委員会は他の2つの委員会と比べて、かなり性格は異なるのではないかという思いを抱いております。と申しますのは、審議する内容に白黒、是非をつけがたいものが多い。また判断基準の根拠も、法的なものとはどちらかというと少なく、個々人の価値観、時には好き嫌い等に依拠することも多いのが実態です。加えて、委員会メンバーも大変個性豊かですので、委員会は毎回楽しくも、委員長としては難しい舵取りを求められることもありました。

私は2007年の秋から委員長を務めさせていただ

いておりますが、この期間を振り返って、一番痛感いたしますのは、各委員のテレビに対する熱い思い、個性に満ちた真摯な思いです。従いまして本日はそれぞれ



の委員の声を率直にお届けすることを、まず何よりも大切にしたいと思います。きょうは6名の委員の方々の声を適宜織り交ぜながら、青少年委員会の年次報告とさせていただきます。各委員からの一言、メッセージは、本日の配付資料に入れていますので、後ほどお読みいただければと思

います(本稿末尾に掲載)。大変辛口な意見も少なくはありませんが、いずれもテレビに対する熱い思いとしてご理解をいただければと思います。

子どもの発達とテレビの役割に関するさまざまな誤解

最初に私が申し上げたいことは、子どもの発達、青少年の心理や行動、そしてそこに果たすテレビの役割などについて、世の中には実にさまざまな誤解があるということです。私は専門が発達心理学ですので、そうした人々の誤解、錯覚をどう解いていくか、その重要性を、この青少年委員会の活動を通して、任期中5年間に改めて痛感してまいりました。

どんな誤解があるのか。たとえば、「昨今、少年事件が増加し、凶悪化・低年齢化している」という考え方があります。そして、「その原因は家庭、親の教育力が低下しているからである。親がダメになったからだ。とりわけ親が教育力や育児力を失っているというのは、テレビを見せっぱなしにするからだ。テレビが子どもの発達、非行、犯罪に悪い影響を及ぼしている。だから子どもにテレビは見せないで」という話の展開となり、中にはノーテレビデー運動というようなものを展開する方々もおられます。私どものところに寄せられます視聴者意見の中にも、こうしたご意見が数多く見られます。しかしながら、その多くが必ずしも正確な実態に基づかない一方的な議論であると、私どもは考えております。青少年委員会は少なくともこうした単純な誤解の構図を議論の前提とはしていないということを、まずお断りしておきたいと思います。

たとえば「2歳まではテレビを見せないで」という説はどのあたりから発生した考え方かといいますと、1999年にアメリカの小児科学会が、「テレビジョン・アンド・ザ・ファミリー(Television And the family)」と題して、子どものテレビ視聴に関する家庭の役割について提言を行いました。それ

以来3歳未満のメディア接触に関する関心は、内外共に急速に高まったわけですが、日本では2004年に日本小児科学会が「乳幼児のテレビ、ビデオ視聴は危険です」という提言を行いました。これは1歳6カ月の赤ちゃんたち1900人を対象に、言語発達とテレビ接触時間との関連性について明らかにしたものです。もちろん重要な知見は提供されていると思いますが、一時点での横断的な研究であって、因果推定は今後に託されていると言えるのではないかと思います。海外におきましても、子どもの発達とテレビ、ビデオ視聴との因果推定的な研究はまだ少ないのが現状です。

現実にも子どもにテレビを見せないで子育てをするというのは大変難しい問題だと、私自身の経験を振り返っても思います。私の子育てはだいたい前になりますが、特に夕飯時の午後6時から7時ぐらいの間は、私が料理をしている間は、娘たちのテレビ・タイムでした。当時はほほえましいアニメがたくさんあって、安心して見せておくことができました。テレビ番組欄をまだ見るのできない娘たちも、月曜日は何、火曜日は何と、テレビ番組と関連させて曜日を覚えたりしたことも懐かしく思い出します。テレビを見せるなど一方的に禁止するのではなくて、見せ方、そして良質な番組をいかに選択するかということが大事ではないかと思います。

ただ、これが今、なかなか難しくなっています。子どもに安心して見せることができる番組が少ない。こうした指摘は視聴者意見の中に数多くあります。現に今週の火曜日に本年度最後の青少年委員会を開催いたしました。そこでも夕方の6時から6時半の間に、「アニメ」というジャンルの番組でありながら、SMまがいの性的な表現が入っていることを問題視する視聴者意見が何通か寄せられていたことをご紹介しておきたいと思えます。乳幼児のテレビ視聴を全面的に禁止はしたくない、だからこそ子どもに安心して見せられる番組をどうか増やしていただきたいと、お願いしたいと思えます。

また、青少年の暴力的な傾向とテレビの暴力シーンとの関連についてですが、犯罪白書などの統計を見ても非行、犯罪が急増しているということは、事実ではありません。またテレビとの因果関係も必ずしも実証されていない。中には明確に否定する研究もあります。したがって、私ども委員会は、安易にこの二つを結びつけては考えないというメッセージをいろんな形で発しています。たとえばこの問題に関して、弁護士の山田委員が中学生モニターに対するニューズレターに書いているものをご紹介しますが、その前に中学生モニターというのはどういうものかについてご説明いたします。

私ども青少年委員会は、広く一般視聴者からの意見を募集しておりますが、特に子どもたちの意見をより多くすくい上げることを大切にしたいと考えまして、2006年度から中学生モニター制度を実施しております。全国から応募してくれた中学生およそ30名が、毎月1回、テレビ・ラジオを見たり聞いたりして、率直な感想、意見を寄せてくれています。そのモニターさんたちに対して、委員会の委員が交代でニューズレターにメッセージを載せています。ここで、山田委員のメッセージを読んでみます。

「最近中学生が突然親を殺傷してしまった事件や、中学生によるバスジャック事件などが繰り返し報道されましたね。このような事件が起きると、必ずと言ってよいほどコメンテーターやキャスターから“少年事件の増加・凶悪化・低年齢化”などという言葉が出ます。ところが、犯罪白書などの統計によれば、犯罪を犯して捕まった少年の数（少年刑法犯の検挙人数）は、昭和58年からほぼ一貫して減り続けており、14歳以上16歳未満の低年齢層の少年の比率も同じ頃から減り続け、少年による凶悪犯罪の数も同様に減り続けているのです。むしろ、平成5年以降比率として増えているのは、50歳以上、特に60歳以上の高齢者の犯罪です。それでも少年犯罪が増えているかのような印象を持つのは、少年犯罪が特異な目で見られ、繰

り返し報道され、統計によらない不正確なコメントがなされているためかもしれません。

「こんな実験の話を知っています。アメリカで、ある同じ黒人の写真を、2組の白人学生に繰り返し見せました。一つの組に見せたのは、その黒人がいかにも人が悪そうに写っている、指名手配写真のような写真でした。もうひとつの組に見せたのは、その黒人が、いかにも人が良さそうに笑っている写真でした。実験後、人相の悪いほうの写真を見続けた組の学生は、黒人への偏見が増していたそうです。私たちが報道番組を見る時、これと同じような影響を受けていないか、「真実」から切り取られた一部の映像を見て、これを「真実」と信じ込んではいないか、自分に問いかけてみる必要があるのではないのでしょうか」

以上は、山田委員が中学生モニターへのニューズレターに載せたメッセージです。青少年委員会では今年度、中学生モニターに対して、報道をテーマとして共に考える場を設けてまいりました。昨年の7月は中学生モニター会議を開き、ニュース・報道系番組をテーマとして、モニター16人と私ども委員とが意見交換を行いました。また12月には「激論！ニュース番組」と題したフォーラムで、中学生モニターと各局の解説委員の方、報道局のデスク、プロデューサーの方々と意見交換を行いました。テレビ局の方々には昨年12月26日という年末の大変お忙しい中、お越しいただきました。ご協力に感謝申し上げます。

こうした中学生モニターを対象とした企画を通して、ニュースというのがいかに子どもたちに大事かということを考えさせられました。もっともニュースは中学生にとっては、必ずしも身近なものとなっていないということもあるようです。当初はニュースよりもクラスの席替えのほうが大事だというような意見もありました。フォーラムでも、昨年度はバラエティーをテーマとして同じような形式で行ったのですが、その時はテレビ局の方々に唸らせるような意見が、たくさん中学生から出ました。しかし今回の中学生フォーラムでは、

報道というテーマは難しかったのだと思います。どちらかと言うと、元気な声は少なかったという感は否めませんでした。

それでも、子どもたちは、そのフォーラムでテレビ局の方々と直接話をし、またモニター会議で仲間のモニターや委員たちと話し合いました。さらにはひとりの委員から提供されたドキュメンタリー番組を見て、深く考えさせられたという感想を寄せた子どもたちもたくさんいました。そうした経験を通して、徐々にニュースに関心を高め、「ニュースは世界の窓。自分たちの将来の生活にも密接にかかわっているんだ」と認識を深めた様子が、毎月のモニターレポートからも伺えます。青少年は発達途上にあります。したがって私どもは、ただその声を聴くだけではなく、発達の過程を応援したい、見守りたい。それは委員会の大切な役割のひとつでもあると考えております。モニター会議および中学生フォーラムの詳細は、別の冊子としてまとめてありますので、そちらをご覧ください。ありがとうございます。ニュース報道も一部バラエティー化している昨今、報道のあり方について、今後ともぜひご検討をいただきたいと願っております。

テレビ局と委員会の間の意思の疎通を欠いた現状と問題点

次の話題に移りますが、私ども委員会の委員は、報道だけではなく、たとえばバラエティー番組のあり方など、いろいろな問題を、テレビ局の方々と率直に意見交換をさせていただきたいと、常日頃願っております。しかし、どうも意思の疎通を欠いていると申しますか、テレビ局と委員会との間にパイプがうまくつながらない、そんな現状があることを、率直に申し上げたいと思います。そもそも青少年委員会の役割というのは、視聴者から寄せられる意見を審議して、実際に問題があると判断された場合、あるいは問題があるのではないかとと思われる場合、当該局に「要望」や「見解」

などの形で意見を伝えることにあります。青少年委員会の初代委員長の原寿雄さんがこの点を大変重視され、「視聴者と放送界を結ぶ回路」として機能したいと、就任に当たって所信を述べておられます。しかし、現在、青少年委員会は視聴者とテレビ局との回路としての任務を果たしているだろうか。果たしているだろうか。残念ながらノーと言わざるを得ません。テレビ局の方々の中には、委員会にぜひいらしてくださいとお招きいたしますと、「お白洲に引きずり出される」とお考えの方がおられるようです。

一方、私ども委員会の委員の中にも、「そもそも回路だとか架け橋を自負すること自体、虚構だ。現実を知らないものの机上の空論だ」という意見もあります。一言でテレビ局という言葉でくれないほど、経営方針も体質もモラルも温度差がある。その実態を無視して、委員会がテレビ局と視聴者の架け橋たりうる、などと思うのは、現実逃避か、傲慢以外の何物でもない。これはノンフィクション作家の軍司委員の常日頃の持論です。書いた文章を読み上げると、なかなか格調高く聞こえるかもしれませんが、実際にはもっと激しい言葉で、私どもは揶揄されています。あんなに大学の研究者、研究室しか知らない世間知らずが、テレビ局の実態が分かるのかと。本当はもうちょっと激しいでしょうか。ただ私は、委員会の内部でこういう声が率直に飛び交う、そんな雰囲気青少年委員会を大事にしたいと思っています。

たしかに私たち委員は世間知らず、分からないことがたくさんあります。しかしながら、こうした委員会内部での厳しい、お互いの批判を絶えずしながら、それでもなお、私はテレビ局の方々に青少年委員会を設立した経緯を今一度思い出し、考え直していただくことをお願いしたいと思います。

なぜなら、視聴者とテレビ局との間の回路として機能するという事は、実はテレビ局が本来最大限に機能し、実現を目指されるべきものではないか。メディアには公的規制に対する自由と自律の確保という目的があり、それ故に委員会に託さ

れた大きな責任があると、私は考えております。この点に関しまして、先程から川端委員長と竹田委員長の両委員長も同じことを仰っておられましたので、屋上屋を重ねるようで恐縮でございますが、大切な点であると考え、同じ考えを私どもの橋元副委員長が『月刊民放』の今年の2月号で書いておられますので、引用させていただきます。

「委員会のもうひとつの大きな機能は、表現に制約を加えるような法的規制や行政サイドからの勧告が出される前に、中立的な組織として放送局に自制を求め、放送界の自律作用で一般視聴者の懸念さらには政府の介入を払拭することである」。

こうした重要な意義と責任を痛感すればこそ、視聴者から寄せられる声を、委員会では慎重に審議しております。そして、問題がある、あるいはあるのではないかと判断された時に、「見解」「要望」、時に「注意喚起」、「回答要請」と、形はその時々で異なりますが、出しております。しかし率直に申し上げて、テレビ局からいただくお答えに失望を禁じえないというのがこれまでの委員会委員の共通の思いです。通りいっぺんのきれいごとの回答書と申しますか、「反省しております」とは書いておられますが、どこをどう反省されたのか分かりにくい。反省していても、局内の番組審議会にかけるとは予定はないという回答をされたこともあります。そして反省は生かされず、同じことが繰り返される。こうした繰り返しの中で、委員の中には怒り、失望、虚しさ、徒労感を禁じえないという声が、最近強まっております。

たしかに制作現場の現実は厳しいのかもしれない。委員会では分かりえないご苦勞もあるでしょう。文章のやり取りでは隔靴搔痒の感も否めません。ですから、どうかいらしてください。実態を教えてください。率直に話し合いませんかと呼びかけると、「お白洲はいやだ」とおっしゃる。事務局が調整に大変苦勞してくださり、ようやく出ていただくような意見交換になるか。その意見交換を終えての感想、再び橋元副委員長の声です。

「罰ゲーム特集」に対する回答書や、制作担当

者の意見を聞いて、ただただ暗然とするしかありませんでした。「お笑いをめぐる文化」などという高尚なものを持ちだすつもりはありません。しかし、多くの視聴者が、バラエティー等の加虐的シーンに対して感じる嫌悪感や卑俗性をまったく理解していないと言わざるを得ません。彼らは、そのようなシーンを真に愉快で斬新で多くの視聴者の好奇心をくすぐるもの、と信じて疑わないようです。「しょせん頭の固いBPOの委員には理解してもらえまい。しかし、視聴者はちゃんとわかってきている」と考えているに違いなく、さらにホンネは「今の若いプロデューサーは昔より柔で斬新な発想に欠ける。もっと過激であってよい」のようでした」

もう一人、先程も紹介いたしました山田委員の声です。

「私は、仕事が弁護士ですので、放送の現場のことは知りません。ですから、まったくの想像にすぎなかったのですが、勝手に「番組制作者は、本当は質の良い番組を作りたいのに、視聴率の確保や予算の制約、毎週毎週追われるように時間枠を埋めなくてはならない時間の制約の中で、やむなく視聴者から安易、低俗等々と批判されるような番組を作らざるを得ないのだろう」と思い込んでおりました。ところが、驚いたことに委員会に來られた担当者の方々は、どなたも自信に満ち満ちていて、BPOに“たまたま”(?) 寄せられる視聴者意見がどうであれ、現に視聴率が取れているということであり、それが即ち“良い番組”なのだと言わんばかりで、私が想像していた苦惱など、微塵も感じられませんでした。その繰り返しの中、正直なところ、青少年委員でいることに虚しささえ感じるようになりました」。

この虚しさは、決して感情的、情緒的な発言ではないとは思っています。どうかみなさま、思い出していただきたいと思いますが、1999年に日本民間放送連盟の放送基準審議会が「青少年と放送問題への対応について」という文書の中でいく

つかの要望を書いておられます。民放連が出された『放送倫理手帳2009』の51ページ以降に掲載されています。放送は子どもたちのために、こういう点をぜひとも気をつけてくださいと書いてあります。低俗、モラルに反すること、いじめを助長しないこと等々。しかしこの10年間、少しも改善されていない。繰り返し「見解」、「要望」、「回答要請」を出させていただきましたが、実態はほとんど変わっていないのではないかと。その現実を見るがゆえの虚しさであり、虚無感というようにお受け取りいただければと思います。

今、改めて、 青少年委員会設立の 趣旨に立って、敢えて苦言を

視聴率に依存し、視聴者を見ていない

このような経験を繰り返し、私は改めて青少年委員会設立の趣旨に立つべきであると考え、あえて2つ苦言を申し上げたいと思います。まず第1点、委員会を「お白洲」として敬遠なさるテレビ局側の姿勢に見える危機とより深い問題点です。視聴率に依存しつつ視聴者が見えていない、見ていない。それゆえに視聴者への敬意を欠いてしまっているのではないかと。この点に関して、境委員の声を紹介します。この方は20年余り放送界におられた後、現在大学で教鞭をとる立場になっておられます。

「番組に寄せられるさまざまな苦情を読みながら、番組を視聴しながら、そのようなことを感じてきた。人々が悲鳴をあげている、少なくとも私には悲鳴が聞こえてきた。たとえ文句を言いたいだけの、対応に困るような苦情が多いとしても、それぞれは放送に対する真実の声にあふれている。いじめて笑いを誘う、誰かを卑しめる、差別に拍車をかける、怪しげな霊能者が不安心理につけこむ、好奇的でセンセーショナルにニュースをとりあげる、昼間に過度な暴力シーンを放送する、それらに対して人間として不快や嫌悪を感じた

り、何故なのかと異議申し立てをしているのだ。それを「慣れ」で受け流していないだろうか。

たとえば、誰かを卑しめ、傷つけて笑うのは、はたして「笑い」なのか、少なくともユーモアや機知による笑いでもなく、人間の暗い側面を暴く笑いでもない。もちろん社会は奇麗事だけではありませんし、人間に内在する暴力性の解放を図ることもあるだろう。しかし、視聴者の要望は多様だからと苦情や悲鳴に耳を傾げるどころか、ひたすら刺激に向かう現状は危険だと思える」。

この境委員の声にありますように、視聴者の多くはバラエティーなどの加虐的なシーンに対して不快感、嫌悪感を覚えています。委員会委員の多くはそう感じています。それでもなお、なぜテレビ制作者の方々は「視聴者はわかっている」と言い切れるのでしょうか。コミュニケーションは圧倒的に送り手からの一方通行になっているからではないのでしょうか。もう一度、境委員の声です。

「元制作者として白状すると、テレビは仕事のライバル「研究」で見るが、日常的にはほとんど見なかった。忙しくて見るができなかった。せいぜい社内にある全局モニターの壁をちらちらと見るくらいであった。個別視聴と大画面化、一方でワンセグ視聴が進むいまのリアルな日常と生理をどう描いているのだろうか。ある種のニヒリズムとジレンマを送り手の対応に感じるのは、番組を消費物と位置づけていることと関係しているかもしれない。本来コミュニケーションの仕事であることを認識しつつ現実のまかれていくジレンマ。放送がかかえる生産、消費、疲弊の繰り返しを、視聴者との循環に変えることができないか。単なる理想論ではない。そうしなければ、支持されない明日の現実が迫っているからだ。ひらたく言えば、放送とは人を幸福にする仕事、社会をよくする仕事、そう思っている。しかし最近、放送の現場で働く人々が幸福でないようにみえる。格差や競争激化で苦しんでいる。そもそもそこで働くものが幸福でなければ、人を幸福にできるだろうか」。元放送現場にいた境委員の声をご紹介

しました。

バラエティー番組にみる「笑い」の貧困はどこから？そして、何をもたらすか？

苦言の2つ目です。バラエティー番組に見る笑いの貧困はどこから来ているのか。そして何をもたらすのか。ジャーナリストの小田桐委員の声を紹介します。

「笑わせるのは泣かせるよりは難しい。そんな難解な番組作りに日々神経をすり減らしている制作者には敬意を表するが、笑いの多様性がすっかり失われてしまったと実感している。現在主流になっているのは、内輪ネタ中心の、タレントのキャラクターや瞬発力に頼った笑いである。『8時だよ！全員集合』のように作りこまれたお笑い番組は、ほとんど見られなくなった。吉本新喜劇も、地上波では編成されていない。時事ネタで永田町や霞が関をアイロニーたっぷりに笑い飛ばすタレントは画面から消えた。結果として、時間やカネを掛け工夫に工夫を重ねることで視聴者を笑わせるのではなく、自身が笑われるキャラクターを演じることで笑ってもらふ番組が目立つようになった」

笑いに関して言えば、子どもたち、人々は笑いを求めています。好きです。ですから、なおのこと、もっと、子どもたちや人々が求めている笑いに目を向けていただきたいと思います。

先日私はこんな経験をいたしました。NHKの『子どもサポートネット』という番組が、スタジオを出まして荒川にある中学校に行きました。中学校の2年生、3年生を対象に、いじめ、不登校について考える。なかなか難しいテーマだと思いましたが、お笑い系のタレントさん4人が出演してくださいました。彼らが姿を見せると、体育館を埋めた中学2年、3年生の歓声がどよめきました。やっぱり子どもたちはバラエティーに出てお笑い系タレントさんが好きなんだと、改めて実感いたしました。

オープニングはそのタレントさんたちがいつも番組でやっているネタを、もう一回やってという、

中学生からのおねだりで始まったのですが、2時間近い企画の中で、中学生たちの瞳が輝いたのは、そのお笑いタレントさんたちが、実は苦節10年、20年と、大変な苦勞をされ、今に至っている。あるいは中学生時代にいじめにあったと自身の苦勞を語った時です。そして「君たちも将来に夢を持ってほしい」と言った時に、ひとりの中学生がパッと手を挙げて「僕は先生になりたいです」と言ったのです。やらせてもなんでもありません。「どうして先生になりたいんだ」って聞いたら、「〇〇先生みたいな先生になりたい」と答えました。その会場にその先生がいらっしゃいまして「突然言われて、胸がドキドキしています」とおっしゃっていましたが、「なぜその先生に憧れるのか」と、重ねてお笑いタレントさんが聞いたら、その中学生はこう答えたのです。「いつも僕たちに正面から向き合ってくれる。僕たちの思いをいつも真剣に聴いてくれる先生だから。僕もそんな先生になりたい」と。

この言葉を聞いた時、私は作家の重松清さんの『青い鳥』という短い小説を思い出しました。この『青い鳥』は中学校が舞台です。ひとりの男子中学生が友達からいじめに遭い、自殺未遂を困ったことから、学校がどうやっていじめをなくしていくかという取り組みを始めるわけです。そうした中で、学校の教師たちが「仲良くしなくてはいけない、人を嫌うこともいじめだ」という、どちらかというところと綺麗ごとです、そんな綺麗ごとのキャンペーンを展開していくのですが、子どもたちは「人を嫌いになることもいじめなんですか」と、率直な質問をぶつけていくわけです。

そうしますと、その中にいる一人の教師、小説の設定では吃音で充分メッセージを発することがなかなかできない一人の教師ですが、言葉につまりながらもこんなことを言うのです。「人を嫌いになったからいじめになるのではない。嫌いになってしまう心理は誰にでもある。いじめは人を嫌うからいじめになるのではなくて、人を踏みにじり、苦しめようと思うこと。そして、苦しいよ、

苦しいよと叫んでいても、その声を聴こうとしないこと。声を聴こうとしないってことが一番悪いんだ」と伝える。このシーンが大変感動的です。

冒頭でも申しましたように、仮に暴力的なシーンが番組の中にあったからといって、私どもはそれが直ちに青少年のいじめ、暴力に結びつくなどと、単純なことは考えておりません。また、先程の小田桐委員の声にもありましたように、笑いにはさまざまな複雑な面があるでしょう。人の欠点、失敗に触れたりするきわどい一線もあるでしょう。しかし、人としての尊厳を最終的に踏みにじるものであってはならないのです。

ところが今のバラエティーのお笑いの中には、すべてとは申しませんが、人と人との対等性を欠いて、出演者が一方的に相手をあざ笑う。罰ゲームに至っては、失敗したらどんな罰でも受けて当たり前といわんばかりの、加虐的なものが多い。嫌がっても苦しんでいても、これは演技なのだ。タレント同士が合意でやっているのだから、その声を聴く必要はないという制作姿勢がうかがえます。

先程の重松清さんの『青い鳥』の中で、いじめられて自殺未遂に走った一人の中学生は、どんないじめを受けてもニコニコしています。「かないませんよ。勘弁してくださいよ」と言いながらもニコニコしてみせている。でも本当に苦しんでいた。でもその苦しみの声は、彼が笑っているから問題にならないとされ、合意でやっていることだからと正当化され、仲間は気が付かなかった。気付こうとしなかったのです。人としての悲しみを分かち合うことの大切さを忘れてはならないと思います。たとえば福祉先進国であるスウェーデンでは「オムソーリ」（悲しみの分かち合い）という理念を持って、人々の幸福の追求を福祉の基本としています。参考にしたいと思います。オムソーリの理念、哲学を持たない笑いは、単なる暴力といじめと化す危険性が大きいのではないかと、このことを申し上げておきたいと思います。

こうした問題を考えてみますと、どうか制作現場の方々は、もっとリアルに視聴者の顔を想像で

きる場を持っていただきたい、もっと生の視聴者に触れる機会を持つべきではないかと思います。

委員会側の審議の限界とそれを乗り越える工夫が必要

委員会の審議にも限界はあります。委員会の限界を私どもは率直に認めております。この点について、是永委員の意見を紹介いたします。大学でメディア論を担当している方です。

「自分個人としても日々のテレビを視聴する絶対量と時間が決定的に少なく、また、報道とバラエティーの融合などによって番組が多様化する一方、インターネットとの関連も合わせてさまざまな視聴者意見が日々展開する中、委員会が主体的に動向を把握して確固たる指針をもって対応するという物理的な限界性も明らかになったようにも思いました。正直なところ、委員側の番組を読むリテラシーが、制作側や視聴者側の動向に追いついてない印象もありました」。

この点は私も自戒を込めて同感いたします。しかし、是永委員はこう続けています。

「その一方で、この委員会の設立目的である『放送業界と視聴者の回路をつくる』という点では、中学生モニターやモニター会議・フォーラムにおける青少年視聴者との対話の場として、趣旨に貢献するところは大きかったように思います。私の考えとしては、委員会業務について今後はこのような対話の場の構築と拡大に主眼を置いて、各放送局が視聴者フォーラムのような視聴者との多様な接点を持つ機会をいかに増やすかということに力を注いでもよいと思います。なぜなら、もとより委員会のみで個々の案件に対応することが難しく、また問題提起があくまで特定番組に対する視聴者意見に基づく以上は、なるべく制作側と視聴者が直接の対話を持つことが何よりも委員会設立の趣旨にかなうものではないかと思われるからです」。

この是永委員の指摘をまさに実感させるような、中学生モニターさんからの声が、つい先日届

きました。この中学生は、先ほどご紹介いたしました
が、昨年暮れにテレビ局の方といっしょに
「激論！ニュース番組」というフォーラムに参加
した中学生です。

「見る側と伝える側の関係の一端が垣間見えた。
伝える側がきちんと伝えている、あるいはこうい
う意図で伝えていても、それがストレートに見る
側に伝わるとは限らず、逆に見る側の印象が伝え
る側の意図、伝えたいことに必ずしも一致してい
る訳ではない」。

非常に深いものを読み取ってくれたと思いま
す。これはテレビ局の方々が年末お忙しい時に出
てきてくださり、中学生と向き合ってくくださった、
そのひとときの成果だと思えます。最後にこのモ
ニターはこんな言葉で結んでいます。

「私たち中学生の、時に世間知らずな意見にも、
大人の代表である各局プロデューサーのみなさん
が、真剣に耳を傾けてくれました。ありがとうござ
いました」。

真剣に耳を傾けてもらった時、子どもたちはか
なり大きな力を発揮するということを痛感いたし
ました。

厳しいことばかり申しましたが、いずれもテレ
ビへの期待を込めたメッセージとしてご理解い
ただければと思います。もちろん、制作者の良心
を感じさせる番組もあります。ノンフィクション
作家の軍司委員は、「いつも番組にけちばかりつ
けていないで、前向きに、われわれが推薦する番
組を提示したらどうか」と提言しています（「た
まにはみんなで讚えよう 制作現場のヤル気を応援」、『民間放送』2009/2/23）。2006年から日本民
間放送連盟賞の特別表彰部門「青少年向け番組」
が設けられています。その審査員を私は2年間務
めさせていただきましたが、特にドキュメンタリ
ー番組などでローカル局の素晴らしい活躍が見
られました。特徴は手作りということでした。お金
も時間もかけずに、良質な番組作りは至難の業で
しょう。「全員が「制作者」という高い意識を持
って、取材対象と積極的にかかわり、撮影や編集

などの技術も全員が身につける努力をしている」
（『月刊民放』2009年2月号）という、受賞者のコ
メントが心に残っております。一方、キー局の大
半は、先程のお二方の委員長のお話にもありまし
たが、番組制作は下請けに任せざるをえない現状
にあって、予算も時間も削り、視聴率だけを尺度
にするという姿勢の番組を、これ以上続けるとし
たら、テレビの存続は危ういのではないかと思
います。

また苦言になってしまいましたが、「テレビは
存続しなくてもいい。インターネットやウェブが
代替機能を発揮する」という意見も昨今聞かれま
す。しかし、私はそうではないと思っております。
インターネットで流される情報と、テレビの情報
の大きな違いは、情報源の信頼性です。そして文
化を醸成していくメディアとしての大きな機能、
役割を、私はテレビに期待したいと思います。

最後に、これまで申し上げたことは、青少年へ
の影響だけで申し上げていることではありませ
ん。青少年に与える影響は、広く視聴者すべての
人間性への影響という視点でお考えいただきたい
と思います。そして制作者と視聴者と青少年委員
会の協働、コラボレーションで、人々に本当の笑
い、安らぎ、癒しを与える、そんな番組作りをと
願っております。これは委員会委員の総意であり
ます。私は、5年間、青少年委員会でお世話にな
りましたが、本日をもって任期を終えさせていた
だきます。最後のお願いとして厳しいことを申し
ましたが、テレビ局への期待、愛を込めたメッセ
ージとしてお受け取りいただければありがたく存
じます。最後までご静聴いただきまして、ありが
とございました。

（大日向委員長は2009年3月末、任期満了により退
任されています）

委員長が講演の中で紹介している『中学生モ
ニター会議』『中学生フォーラム』の記録誌
をご入用の方はBPO事務局の青少年委員会担
当 電話03-5212-7034までご連絡ください。

以下は、青少年委員会・大日向委員長の講演に際して、同委員長の求めに応じて各委員が執筆したものです。一部、講演に引用されていますが、原文をそのまま掲載します。

なお、橋元副委員長、是永委員、山田委員は2009年3月末、任期満了により退任されています。

バラエティー

とくにその加虐的シーンについて

＜橋元良明 副委員長＞

これについては『月刊民放』2月号にも触れていまずので重複をお許し下さい。

個人的には、罰ゲームも含め、テレビの暴力的シーンが直接的に青少年の精神的発育に大きな影響を持つほどの力はないと思っています。

しかし、(1)「テレビの暴力シーンが少年犯罪増加の原因の一つ」とするドクサが幅をきかすことで法的規制の動きが加速化する危険があり、そのためにも自主的に対処すべきである。(2)視聴率のために加虐的シーンを用いるのはある種の創造的貧困に他ならないという意味で現状を変えるべきだと考えます。

とくに(2)について、「昔はどうのこうの」という意見もありますが、これほどメディアが多様化している現在、地上波の通常の人々が見る時間帯では「街の中でやるべきではないことはテレビもやるべきではない」という原則は昔以上に守られるべきだと思います。それは、ちょうど昔のお色気番組が、公共的地上波電波から、他のメディアに場所を移していったことと同じことだと思います。つまり、何もみんなが見ている時間に、誰もが受動的に見てしまう可能性のある場で放送される必要はなく、それを見たい人がアクティブに接するメディアで表現すればいい、ということです。

一方で、「罰ゲーム特集」に対する回答書や、制作担当者の意見を聞いて、ただただ暗然とするしかありませんでした。『お笑いをめぐる文化』などという高尚なものを持ちだすつもりはありません。しかし、多くの視聴者が、バラエティー等の加虐的シーンに対して感じる嫌悪感や卑俗性をまったく理解してい

ないと言わざるを得ません。彼らは、そのようなシーンを真に愉快で斬新で多くの視聴者の好奇心をくすぐるもの、と信じて疑わないようです。「しょせん頭の固いBPOの委員には理解してもらえまい。しかし、視聴者はちゃんとわかってくれている」と考えているに違いなく、さらにホネは「今の若いプロデューサーは昔より柔で斬新な発想に欠ける。もっと過激であってよい」のようでした。

下ネタと同様、「どつきネタ」も、そろそろ民放キ一局&ネットワークのゴールデンタイムから姿を消していくべき時代であることを制作者が理解しないと、日本のテレビ界はいよいよ危機だと感じます。

(東京大学大学院情報学環教授)

青少年委員会の役割について

＜軍司貞則 委員＞

昔からいたわけではないので、経緯は知らないが、青少年委員会はテレビ局と視聴者の架け橋のような役目との定義があるようです。その役割が実行できるのか、という視点からみれば、「虚構」及び現場を知らない人たちの「机上の空論」であると思う。

先日の日本テレビ、TBS、フジテレビの問題を起こしている(視聴者の声や投書によるもの)とされるバラエティー番組の現場の声を聞いても明白である。

NHKと民間放送(200社ぐらいですか)はそれぞれ“一国一城の主”であり、「テレビ局」という安易なことばでくくれる存在ではない。経営方針、体質、モラル等に対しても“温度差”が感じられる。

そういうものを無視して、テレビ局と視聴者の架け橋として青少年委員会が存在すること自体に疑問を抱く。

“架け橋”と本当に思っているえらいさんがいるとすれば、自分でからだを張ってみればいい。私は“架け橋”なぞ、おこがましいと感じている。現実逃避、現実離れ、している。全知全能神のようなスタンスを世間に見せること自体に疑問を感じる。そういう立脚点をもう一度考え、現実的対応をとるべきだと思う。

(ノンフィクション作家)

青少年委員会に参加して思うこと…

＜境真理子 委員＞

20年間ほど放送局にいたので、ある程度、放送の現場は知っているつもりであった。しかし、去年4月、青少年委員会に参加して軽いショックがあった。現場を離れて10年以上、いまの放送を覆うのは、現場の苦悩と疲弊とでも言えるものであった。みえてきたのは、絶えざる視聴率競争にさらされ、ネットメディアに追撃され、デジタル化で不安要素をかかえる放送業界の現状である。成功し続けてきた右肩上がりの産業は巨大化し、環境が激変しても小回りがきかず、放送がビジネスであると同時に高度に公共的なメディアであることも、日々忙しい仕事のなかでは置き去りにされている印象がある。その結果、視聴者と同じ高さで向き合うことができない。もっと言えば、自ら客観視できず、そのことにすら気づかない状態といえる。

番組に寄せられるさまざまな苦情を読みながら、番組を視聴しながら、そのようなことを感じてきた。人々が悲鳴をあげている、少なくとも私には悲鳴が聞こえてきた。たとえ文句を言いたいだけの、対応に困るような苦情が多いとしても、それぞれは放送に対する真実の声にあふれている。いじめて笑いを誘う、誰かを卑しめる、差別に拍車をかける、怪しげな霊能者が不安心理につけこむ、好奇的でセンセーショナルにニュースをとりあげる、昼間に過度な暴力シーンを放送する、それらに対して人間として不快や嫌悪を感じたり、何故なのかと異議申し立てをしているのだ。それを『慣れ』で受け流してないだろうか。

たとえば、誰かを卑しめ、傷つけて笑うのは、はたして『笑い』なのか、少なくともユーモアや機知による笑いでもなく、人間の暗い側面を暴く笑いでもない。もちろん社会は奇麗事だけですまないし、人間に内在する暴力性の解放を図ることもあるだろう。しかし、視聴者の要望は多様だからと苦情や悲鳴に耳を傾けるどころか、ひたすら刺激に向かう現状は危険だと思える。

問題は、コミュニケーションが圧倒的に送り手側からの一方通行であることだ。視聴者が送り手の顔

を想像できないと同様に、送り手も視聴者の顔を想像できない。もっとひとりひとりの視聴者の姿をリアルに想像してほしい。送り出している番組が受け止められる状況を考えてほしい。視聴者環境は大きく変わった。デジタル化で受像機の買い替えが進み、画面は大きく高精細になって視聴者に迫る。見ているのは消費行動の盛んなF1、M1といわれる若い層だけではない。親のいない日中に大画面の迫力に没入する子供たちもいる。一日テレビを見続けるお年よりも多い。ところが、送り手は、実はあまりテレビを見ない人々である。見ていても送り手側に立った批評家となるので演出など細かいところに気をとられ、放送を受けとめる普通の人々の日常を思い描くことができにくい。元制作者として白状すると、テレビは仕事のライバル「研究」で見るが、日常的にはほとんど見なかった。忙しくて見るができなかった。せいぜい社内にある全局モニターの壁をちらちらと見るくらいであった。個別視聴と大画面化、一方でワンセグ視聴が進むいまのリアルな日常と生理をどう描いているのだろうか。

ある種のニヒリズムとジレンマを送り手の対応に感じるのは、番組を消費物と位置づけていることと関係しているかもしれない。本来コミュニケーションの仕事であることを認識しつつ現実のなまれているジレンマ。放送がかかえる生産、消費、疲弊の繰り返しを、視聴者との循環に変えることができないか。単なる理想論ではない。そうしなければ、支持されない明日の現実が迫っているからだ。ひらたく言えば、放送とは人を幸福にする仕事、社会をよくする仕事、そう思っている。しかし最近、放送の現場で働く人々が幸福でないようにみえる。格差や競争激化で苦しんでいる。そもそもそこで働くものが幸福でなければ、人を幸福にできるだろうか。「可能性と創造の仕事」から、「数字が支配する工場」のような様相すら感じる。視聴者は数字で存在するのではなく個別の人間の集まりなのだが、お互いがみえない（みない）のが、放送をとりまく苦しい現実ではないか。

このような状況で、BPOがしうることはなんだろうと自問自答する。放送局と視聴者の間で回路と

なる、その志は形骸化してはいないかと問う。放送局、視聴者、もちろんBPOも、自分たちの状況を客観視、相対視できるように互いの鏡のように機能しあうこと、緊張感をもった関係のなかで3者が成長しあうことが求められる。まず自分たちを互いに客観視することから始め、放送の公共性について建設的議論をしたい。批評だけに終わらず、お互いに知恵を出し合えるような良い関係を探りたい。とりあえずは三者の問いが交差するところを探る。疲弊、ニヒリズム、ジレンマ、さまざまな重苦しい言葉を並べたがどれも希望を内在した悩みだ。苦しい作業であるが、それぞれが交差するところを探し出すことから始めたい。

(桃山学院大学国際教養学部教授)

もっと多様な笑いを

<小田桐誠 委員>

笑わせるのは泣かせるよりは難しい。

そんな難解な番組作りに日々神経をすり減らしている制作者には敬意を表すが、笑いの多様性がすっかり失われてしまったと実感している。現在主流になっているのは、内輪ネタ中心の、タレントのキャラクターや瞬発力に頼った笑いである。『8時だヨ！全員集合』のように作りこまれたお笑い番組は、ほとんど見られなくなった。吉本新喜劇も、地上波では編成されていない。時事ネタで永田町や霞ヶ関をアイロニーたっぷりに笑い飛ばすタレントは画面から消えた。結果として、時間やカネを掛け工夫に工夫を重ねることで視聴者を笑わせるのではなく、自身が笑われるキャラクターを演じることで笑ってもらう番組が目立つようになった。「柳の下にドジョウが二匹」どころか、「十四ほどいるぞ」とばかりに、高視聴率をとった番組の二番煎じ、三番煎じ的な番組が並んでいる。テレビ局自らが、「笑いの表現」を狭めているのではないか。視聴率を稼げば全てが癒されるという現場の空気はわからないではないが、視聴率という指標の限界が囁かれて久しい。笑いも指標も、もっと多様であって欲しい。

(ジャーナリスト)

4年間の委員活動を振り返って

<是永論 委員>

それまで放送業界に対して特に深い関わりもなく、また青少年に関する実態の経験もないまま、手探りの状態で始まった青少年委員でした。

以前は現在に比べて視聴者意見もかなり多い状態であった一方、前委員長の本田先生をはじめとして「穏健」な方も多かったせいか、放送側の良識や表現の自由の尊重が前面にあり、あまり特定の事例を問題化するという構えもなかったのが、こちらとしてもややゆったりと構えていたところもありました。

それに対して、おそらく『あるある大事典』の事件などがあったことも原因の一つかも知れませんが、視聴者意見が発作的に集中するような事例がみられるようになった一方で、委員の方が交替され、放送の現場に近い方の意見も入ってくるようになると、委員会側として主体的に実効性をもって判断しなければならないという雰囲気変わったような感じがありました。

その際、自分個人としても日々のテレビを視聴する絶対量と時間が決定的に少なく、また、報道とバラエティーの融合などによって番組が多様化する一方、インターネットとの関連も合わせてさまざまな視聴者意見が日々展開する中、委員会が主体的に動向を把握して確固たる指針をもって対応するということの物理的な限界性も明らかになったようにも思いました。正直なところ、委員側の番組を読みリテラシーが、制作側や視聴者側の動向に追いついてない印象もありました。

その一方で、この委員会の設立目的である『放送業界と視聴者の回路をつくる』という点では、中学生モニターやモニター会議・フォーラムにおける青少年視聴者との対話の場として、趣旨に貢献するところは大きかったように思います。私の考えとしては、委員会業務について今後はこのような対話の場の構築と拡大に主眼を置いて、各放送局が視聴者フォーラムのような視聴者との多様な接点を持つ機会をいかに増やすかということに力を注いでもよいと思います。

なぜなら、もとより委員会のみで個々の案件に対

応することが難しく、また問題提起があくまで特定番組に対する視聴者意見に基づく以上は、なるべく制作側と視聴者が直接の対話を持つことが何よりも委員会設立の趣旨にかなうものではないかと思われるからです。さらに、既存の視聴者センターによる対応だけでは視聴者にとって必ずしも満足した結果が得られていない現状もあり、視聴態度がネット現象に左右されることの是非も含めて、新たな対話の場について積極的に検討する時期に来ているものと思います

その中で、製作者側の態度を一方向的に問うだけでなく、実際にほかの視聴者意見に向けられた視聴者意見も多いように、番組を容認あるいは過剰反応している視聴者自身の態度が問われることもあってよいのではないのでしょうか。

以上です。大日向委員長をはじめとして、委員会スタッフの方には大変お世話になり、あらためて御礼を申し上げます。

(立教大学社会学部メディア社会学科教授)

しょせん子どもだけのこと？

<山田由紀子 委員>

青少年委員会として、様々な視聴者意見を取り上げ、テレビ局側の表現の自由にも配慮して検討し、委員の総意が合致するときは、テレビ局に「要望」等を出してきました。しかし、いくら「要望」等を出しても、ほとんど実情は変わらず、翌月からまたすぐに同じ問題に関する視聴者意見が寄せられます。テレビ局の担当者においでいただき、現場の実情や「要望」等に対するご意見も伺いました。私は、仕事が弁護士ですので、放送の現場のことは知りません。ですから、まったくの想像にすぎなかったのですが、勝手に「番組制作者は、本当は質の良い番組を作りたいのに、視聴率の確保や予算の制約、毎週毎週追われるように時間枠を埋めなくてはならない時間の制約の中で、やむなく視聴者から安易、低俗等々と批判されるような番組を作らざるを得ないのだろう」と思い込んでおりました。ところが、驚いたことに委員会に来られた担当者の方々は、どなたも自信に満ち満ちていて、BPOに“たまたま”(?) 寄せられ

る視聴者意見がどうであれ、現に視聴率が取れているということは、多くの視聴者に支持されているということであり、それが即ち“良い番組”なのだと言わんばかりで、私が想像していた苦悩など、微塵も感じられませんでした。その繰り返しの中、正直なところ、青少年委員でいることに虚しささえ感じるようになりました。

任期を終える今、振り返って見て、その原因のひとつに、放送局側が、青少年委員会の意見を“しょせん子どもだけのこと”と受け止めている点がありはしないかと気づきました。つまり、視聴者には多様な年代の人々がいるが、青少年委員会は、その内のほんの一部である『青少年』に限った視点に立って意見を言っているのだから、この意見ですべてを変える必要はない、たとえば「良い子の皆さんは、真似をしないで下さい」とでもテロップを入れておけばそれでよい、といった反応です。

果たして、そうでしょうか。再考してみると、これまでに青少年委員会が出した要望等で、“青少年には悪いが、大人には良い”というものは何もなかったと思います。つまり、“大人にとっても良くないけれど、特に青少年のことを考えれば、なお良くない”という問題について、要望等を出してきたのです。一言で言えば、視聴者の“人間性”から発するテレビ番組の問題点を指摘してきたのです。

テレビ局のみならず、どうぞ青少年委員会の議論や意見を、“しょせん子どもだけのこと”と受け止めないでください。茶の間にいる心優しい“人間性”をもった視聴者達が、「嫌だなあ」「見るんじゃなかった」と思うような番組をどうぞ作らないでください。たとえそれが、数で言うなら視聴率のほんの一部の人だとしても、どこに照準を当てて番組を作るのかは、皆さんの手に委ねられているのですから。

(弁護士)